

A D O P T P R O G R A M

ver.6

静岡市河川環境アドプトプログラム

# 活動マニュアル



Shizuoka-City  
Adopt-Program

## 目 次

---

1	アドプトプログラムとは.....	2
2	アドプトプログラムの流れ.....	4
3	静岡市河川環境アドプトプログラムQ & A.....	7
4	静岡市河川環境アドプトプログラム合意書.....	8
5	私たちにできること(環境を守る取組みについて).....	9
6	静岡市河川環境アドプトプログラム様式集.....	10

# 1. アドプトプログラムとは

河川環境アドプトプログラム(\*1)は、環境美化ボランティアによる安倍川・藁科川・興津川での清掃活動を通じ、河川環境の保全を図り、もって河川環境に対する市民の意識の高揚に寄与することを目的に行う取り組みです。

## ● Adopt (アドプト)

### アドプトとは「縁組」のこと

安倍川・藁科川・興津川の河川敷等を一定区間に分け、区間ごとに団体・事業所・グループ・サークル・家族・個人等(以下「参加者」という。)を募り、河川敷等と参加者が縁組(Adopt)します。

## ● 参加団体の活動

### 環境美化ボランティア

参加者は、縁組した河川敷等の環境美化活動を定期的に行うとともに、縁組した区間における環境情報(\*2)を提供していただきます。

## ● 縁組できる区間

### アドプトエリア

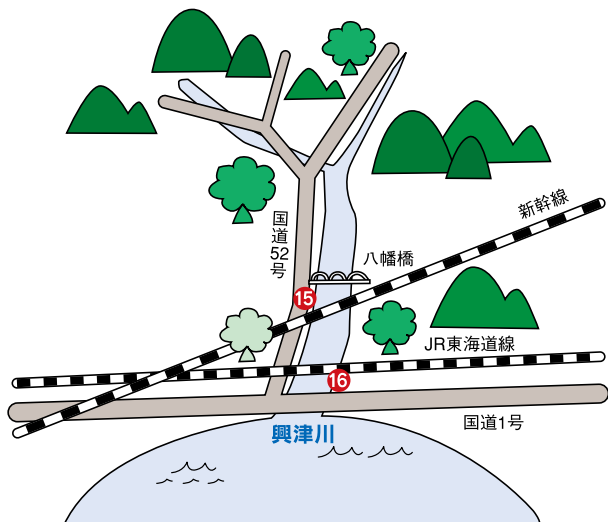
- 区間 ① 安倍川右岸(\*3) 静岡大橋下流広場
- 区間 ② 安倍川右岸静岡大橋上流広場
- 区間 ③ 安倍川左岸駿河大橋から安倍川橋
- 区間 ④ 安倍川左岸安倍川橋より市立田町小学校付近
- 区間 ⑤ 安倍川左岸市立田町小学校付近より静岡河川事務所付近
- 区間 ⑥ 安倍川左岸静岡河川事務所付近より安西橋
- 区間 ⑦ 安倍川左岸曙橋下流広場
- 区間 ⑧ 安倍中河内川玉川自然広場
- 区間 ⑨ 藁科川右岸市立南藁科小学校付近
- 区間 ⑩ 安倍川右岸市立長田北小学校付近
- 区間 ⑪ 安倍川右岸県立静岡西高等学校下流広場
- 区間 ⑫ 藁科川木枯ノ森周辺
- 区間 ⑬ 安倍川右岸安西橋上流広場
- 区間 ⑭ 安倍川左岸安倍川大橋下流広場
- 区間 ⑮ 興津川右岸八幡橋付近
- 区間 ⑯ 興津川左岸河口付近

河川環境アドプトプログラムで対象となる河川は、安倍川・藁科川・興津川です。縁組できる区間は、下記16区間です。

### 安倍川・藁科川区間



### 興津川区間



(\*1) アドプトプログラムは、1985年にアメリカテキサス州で道路の散乱ごみ対策の新しい取り組みとして始められました。道路と「縁組」というユニークな取り組みは、自分たちの生活空間を快適にしたいという住民たちの間で広く普及し、瞬く間に全米48州にまで広がりました。「アドプトアーハイウェイ(道路)」のほか「アドプトアーリバー(川)」「アドプトースクール(学校)」「アドプトアービーチ(海岸)」など、いろいろなものが縁組の対象となっています。

(\*2) 環境美化活動により見つけた鳥や花、水辺の様子などの情報のことをいいます。

(\*3) 右岸とは、河川上流から下流に向かって右側の河川敷を指します。



## ●参加できる団体

このプログラムには、いろいろな団体・事業所・グループ・家族・個人の方々が参加できます。例えば、ボランティアグループ、ボーイ・ガールスカウト、自治会・町内会、学校、同好会などのほか、商工団体、農業団体、消費者団体など、多くの方々が安倍川・藁科川・興津川を美しくするこの取組みに参加していただけます。

ただし、社会秩序を乱す行為をとる方は参加することができません。

## ●活動の内容

主な活動内容は、河川敷等に散乱している紙くずや空き缶、空きびんなどの除去と、縁組した区間の環境情報の提供です。



## ●活動の効果

1. 安倍川・藁科川・興津川の環境が美しく保たれるだけでなく、流域に住む方々をはじめ、市民の河川環境の保護意識が高まります。
2. 活動状況を周知することで、ごみ・空き缶等の投げ捨てを減らし、散乱ごみを抑制する効果が期待できます。
3. 市民の皆さんが行政に関わっていく意識が高まり、市民参加による地域づくり、いわゆる「協働」の視点に立った新しいシステムとして推進することが可能となります。

## ●参加者の活動

1. 活動を希望する区間と縁組(アドプト)します。
2. 縁組期間は2年とし、その後更新することができます。
3. 年間(4月～翌年3月)2回以上の環境美化活動を行います。(期日や活動時間等は参加者が決定します。)※対象河川で開催される一斉清掃等に参加したときは、年間の活動回数に加えることができます。
4. 安全管理に努め、活動にあたっては安全基準の確認をしてください。
5. 静岡県河川環境アドプトプログラム事業活動計画書(第5号様式)(以下「活動計画書」という。)及び静岡県河川環境アドプトプログラム事業活動報告書(第6号様式)(以下「活動報告書」という。)を作成し、事務局に提出してください。

アドプトプログラムは、河川敷等と縁組し、河川環境の保全を進めるものですが、河川敷清掃を排他的に独占するものではありません。他の団体等が環境美化活動を行っている場合もお互いに協力しながら作業を行ってください。

## ●事務局の支援



＜アドプトエリア内に設置する看板＞

事務局は参加の意志を表明した方々に対して、プログラムについての基本的な考え方を説明するとともに、協議の上、アドプト(縁組)する区間を決定し、関係機関との連絡調整を行います。ただし、協議が整わない場合は、事務局が決定します。また、事務局では次のような支援を行います。

1. 幅広く参加を呼びかけるため、アドプトプログラム及び各参加者の活動について積極的な広報に努めます。
2. 活動に関するマニュアルを作成し、参加者に配布します。
3. アドプト(縁組)した区間内に、参加者のグループ名、事業所名等を記載した看板を設置します。
4. 参加者に環境美化ボランティア認定証を交付します。
5. 看板の設置位置は河川管理者と相談して事務局が決定します。  
看板への表記は、参加者のグループ名、事業所名とし、個人名、キャッチフレーズ、特定の主義・主張、標語、製品名、その他公共の場にふさわしくない表現を伴うものは使用できません。
6. 参加者の安全対策として傷害保険に加入します。

事務局:静岡県環境局環境創造課



## 2.アドプトプログラムの流れ

河川環境アドプトプログラムにより、安倍川・藁科川・興津川河川敷等の一定区間との間に縁組の契約である「静岡市河川環境アドプトプログラム合意書」(以下「合意書」という。)を結びます。この合意書により、参加者は2年間、区間の環境美化活動を受け持ちます。

### ①参加申し込み

- 申し込みは、環境美化ボランティア登録申請書(第1号様式)(以下「登録申請書」という。)を事務局へ提出してください。
- アドプトエリアは事務局で決定します。  
(希望区間は第3希望まで記載していただきます。区間の決定に際しては希望を十分尊重しますが、希望以外の区間と縁組をお願いする場合があります。)

### ②認定証の交付 合意書の締結

- 登録した団体に静岡市は認定証を交付します。
- 登録した団体と静岡市との間で合意書を締結します。
- 合意書では、縁組する区間や参加者の責務、事務局の支援内容など、アドプトプログラムの実施に必要な事項を確認します。
- 合意書の締結については別途御案内します。

### ③活動計画書の提出

- 合意書締結後、活動計画書(16ページ参照)を事務局へ提出してください。  
(2年目以降は4月に提出してください。)

### ④環境美化活動

- 年間(4月～翌年3月)2回以上の環境美化活動を行ってください。
- 活動日時等は参加者の自主的な判断で決定してください。なお、事前に提出した活動計画を変更した場合でも事務局への連絡は不要です。

### ⑤活動報告書の提出

- 活動終了後は、すみやかに活動報告書(17ページ参照)を郵送、ファクス又はメールで事務局へ提出してください。



## ①年間計画の作成

縁組を行った参加者は、活動計画書に1年間の活動計画を記載し、事務局まで、郵送又はFAX等により報告してください。なお、2年目以降、この活動計画書は年度当初の4月に提出してください。

また、活動計画は参加人数やメンバー、活動場所、天候や気候などについてよく検討した上で、無理のない計画をたてるように努めてください。

### 計画をたてる際の留意点

- 年間(4月～翌年3月)2回以上の環境美化活動ができるように計画してください。
- 対象河川で開催される一斉清掃等に参加したときは、年間の活動回数に加えることができます。
- 年間計画、安全管理等について中心となって計画・管理する責任者を決めて、その方を中心に安全で無理のない計画をたててください。
- 年間計画は、参加者の活動日、人数を固定するものではありません。活動予定日の天候や気候、その他の事情により、参加者の判断により適宜変更は可能です。

## ②活動日時の決定

具体的な活動日は、参加者が決定してください。

平日に活動を希望される参加者で車両で乗り入れする場合は、スポーツ広場等の管理上の都合がありますので、事前に事務局へ連絡してください。

## ③環境美化活動・ ごみ処理方法

★回収するごみは、原則として下記の物を対象とします。

紙くず類



プラスチック類



びん・缶類



その他

家庭ごみとして回収可能な燃えるごみと資源ごみ

環境美化活動では、静岡市指定又は認定のごみ袋を持参してください。集めたごみは参加者が各自持ち帰り、静岡市が指定する分別方法に従って、燃えるごみの収集日又は資源回収日に排出してください。

### アドプトシール



排出する際には、事務局が発行する「アドプトシール」をごみ袋の目立つ位置に貼って、排出してください。ただし、びんについては集積場でコンテナに入れるため、ごみ袋での排出は行わないでください。

回収したごみを、燃えるごみの収集日又は資源回収日に、静岡市指定45ℓごみ袋で10袋以上排出する場合は、事前に事務局へ連絡してください。

## 清掃工場へ持ち込む場合

★回収したごみが大量で持ち帰ることができない場合は、必ず事務局へ連絡し下記の方法で処理してください。

### 1.処理方法

- (1) 沼上清掃工場(葵区南沼上1224番地 電話054-262-4015)への持ち込み  
処理対象:燃えるごみ、びん・缶
- (2) 西ケ谷清掃工場(葵区西ケ谷553番地 電話054-296-0054)への持ち込み  
処理対象:燃えるごみ、びん・缶

### 2.受入時間

平日(月～金) 午前8:30～11:30  
午後1:00～4:00  
土曜日 午前8:30～11:30

祝日については左記と同じ  
時間内で取り扱っています。

### 3.処理費用

無料

### 4.その他

静岡市指定袋又は認定袋にごみを分別して入れ、必ず「アドプトシール」をごみ袋すべてに貼って清掃工場へ持ち込んでください。

※清掃工場では、施設の点検等により、ごみの搬入ができない場合や、ごみの種類、量などによっては、処理することができないために、受入れをお断りする場合がありますので、事前に電話をして確認しておくことをおすすめします。

★下記のような物は回収の対象としません。たとえば

電子レンジ



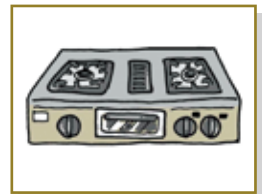
炊飯器



自転車



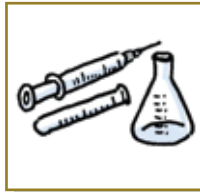
ガスレンジ



不燃・粗大ごみ、危険物等はアドプトプログラムにおける回収の対象とはしません。これらの物を見つけた場合は、活動報告書に捨てられている物や場所などを記入していただき、事務局まで連絡してください。

★危険物などを発見した場合について。たとえば

医療系廃棄物



農薬・劇薬等薬品類



ボンベ類



シンナー・塗料類



有害又は危険と思われる物質、注射器、点滴針等を見つけた場合は、無理のない範囲で最小限の対応（貼り紙を貼るなど）をしていただき、事務局まで連絡してください。

廃棄物の場所は投棄場所の統計や回収作業に支障がありますので、移動させないでください。

## ④活動報告

活動終了後、すみやかに活動報告書を郵送、FAX又はメール等により事務局まで提出してください。また、事務局ではホームページの更新に伴うコンテンツの充実を図るため、次の電子画像データを募集しています。

①参加者の活動の様子などを撮った写真

②活動実施時の参加者の全体集合写真

③安倍川・藁科川・興津川の景観や、その他自然環境などを撮った自然景観写真や、上記電子画像データは、E-mail(kankyousouzou@city.shizuoka.lg.jp)へ送信してください。なお、送信の際、電子画像データの容量は併せて1MBを超えない程度をお願いします。

## ⑤その他

静岡市河川環境アドプトプログラムでは、

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 政治的中立性を犯す行為又は宗教的な行為

(3) 河川法(昭和39年法律第167号)その他法令等で禁止されている行為

(4) 営業活動などアドプトプログラムの目的と異なる活動

(5) 他の参加者の活動に迷惑を及ぼす又は及ぼす恐れがある行為

上記行為が認められる場合には、環境美化ボランティアの登録を抹消するとともに、環境美化ボランティア認定証の返還を求め、又は看板からの団体名の削除を行なうことがあります。

### 変更手続きなど

代表者の氏名や連絡先、河川環境アドプトプログラムへの参加人数など環境美化ボランティア登録の内容に変更が生じた場合は、環境美化ボランティア登録事項変更届出書(第3号様式)を事務局へ提出してください。なお、参加人数の変更が生じる場合は、参加者名簿の提出もお願いします。

環境美化ボランティア登録の有効期間は2年間です。登録の有効期間を更新するときは、有効期間が満了する前までに、環境美化ボランティア登録更新申請書(第2号様式)を事務局へ提出してください。



## 3. 静岡市河川環境アドプトプログラムQ&A

### Question

1 アドプト(縁組)する区間は、指定できるのですか？

### Answer

アドプト(縁組)する区間については、参加者のご意向にできるだけ沿いたいと考えています。しかし、同一区間を複数の参加者が美化活動するよりも、それぞれが別の区間を美化活動した方が、安倍川・藁科川・興津川のできるだけ広い範囲を美しくできるとも思われますので、既に別の参加者が活動を行っている場合には、アドプト(縁組)する場所の調整をお願いする場合があります。

2 参加できない団体・事業所・グループ・サークル・家族・個人等はあるのですか？

このプログラムへの参加は、趣旨に賛同する方々であれば、参加要件は問いません。ただし、安倍川・藁科川・興津川河川敷の河川環境の保全を目標としていますので、例えば、企業等がチラシや商品、試供品等を配布・販売することや、イベント・集会の開催など、別の目的を持つ活動を環境美化活動と同時に行うことはできません。

また、政治活動を行う団体等については、公職選挙法との関係により参加できない場合があります。

3 看板にはどのような表示がされるのですか？

アドプト(縁組)した区間内に、参加者のグループ名、事業所名等を記載した看板を設置します。看板への表記は、参加者のグループ名、事業所名とし、個人名、キャッチフレーズ、特定の主義・主張、標語、製品名、その他公共の場にふさわしくない表現を伴うものは使用できません。

4 団体名や企業名の入った看板を立てることはボランティアの趣旨になじまないのではないのでしょうか？

アドプトプログラムで設置する看板は、団体名や事業所名をPRすることを目的とするのではなく、縁組された方を表示するためのものですので、ボランティアの趣旨に反するものではありません。

このアドプトプログラムは、「縁組」や「看板」などユニークな取り組みの中で安倍川・藁科川・興津川の環境美化活動を推進し、活動の広がりと河川環境の保全意識を高めていくことを狙いとするものです。

5 補助金などの支援はないのでしょうか？

アドプトプログラムは、参加者の自主的な取り組みを前提としていますので、補助金などの財政的な支援は用意していません。

静岡市は、看板の設置、認定証のほか、参加者の安全対策としての傷害保険への加入、アドプトシールの発行、制度の積極的な広報活動など、コーディネーターとして、制度全体の円滑な運営を図る上で必要と思われる支援を行います。

6 平日に活動する時にはどうしたらいいのでしょうか？

スポーツ広場等の管理上の都合がありますので、事前に事務局へ相談してください。なお、車両での担当区間への乗り入れがない場合は平日に活動されても問題はありません。

7 アドプトシールがなくなったらどうしたらいいのでしょうか？

事務局へ連絡いただければ、代表者へ郵送させていただきます。

8 大量のごみが出たとき、市から清掃車を出してはくれないのでしょうか？

市民参加による地域づくり、「協働」の視点に立った新しいシステムとして推進していくことを目指していますので、このプログラムでは清掃車を出しません。

9 他の参加者と一緒に活動を行いたいのですが、名前を教えていただけないのでしょうか？

他の参加者のお名前を直接お教えすることはいたしません。報道提供について「可」とお答えいただいた参加団体はホームページにおいてアドプトエリアごとに活動状況を掲示していきます。

10 静岡市のアドプトプログラムには、他にどんな取り組みがあるのですか？

静岡市では、河川環境アドプトプログラムのほかに、希少生物ミヤマシジミの生育環境保護の活動を通じて地域の自然に親しむため、「自然環境アドプトプログラム」も実施しており、登録団体が活動しています。

## 4. 静岡市河川環境アドプトプログラム合意書

# 静岡市河川環境アドプトプログラム合意書

\_\_\_\_\_ (以下「参加者」という。)と静岡市(以下「市」という。)は、  
静岡市河川環境アドプトプログラムについて下記のとおり合意します。

1 活動期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2 活動場所

3 合意事項

- (1) 市は、参加者に対して環境美化ボランティア認定証を交付する。
- (2) 市は、河川環境アドプトエリアにおいて参加者の実施する活動(以下「環境美化活動」という。)の安全に関する注意事項等を記載した河川環境アドプトプログラム活動マニュアル、アドプトシールその他資料を作成し、参加者に対して配布する。
- (3) 市は、環境美化活動に係る支援等について、河川管理者その他関係機関との連絡調整を行う。
- (4) 市は、参加者の「名称」を表記した看板を用意し、それぞれの河川環境アドプトエリア内1箇所に設置する。
- (5) 市は、環境美化活動中の事故に対して、賠償責任を負わない。ただし、市が、環境美化活動の支援等として保険等に加入した場合は、その範囲内での補償を行う。
- (6) 環境美化活動は、年2回以上とする。また、環境美化活動の期間は、合意書を結んだ日から起算して2回目の5月31日までとし、その後更新できるものとする。ただし、参加者が、この合意書その他の決まりに従わない場合、他の参加者や環境美化活動を行う者等の活動に迷惑を及ぼす、又は及ぼす恐れがある場合、若しくは河川環境アドプトプログラムの運営に支障をきたすと認める場合には、市は、その参加者に対して、環境美化ボランティアの登録を抹消し、認定証の返還を求めることができる。
- (7) 参加者は、安全に関する注意事項等を記載した河川環境アドプトプログラム活動マニュアルを参考にし、参加者自らが安全管理に責任を持って環境美化活動を行う。
- (8) 参加者は、環境美化活動に際して、成人の責任者を定めるものとする。責任者は、参加の規模、天候、気候、現場の状況等に留意して環境美化活動を行う。また、責任者は、15歳以下の者が参加する場合は、十分な人数の成人の監督者をつける。
- (9) 参加者は、河川管理者が必要と認める場合、その指示や指導に従う。
- (10) 参加者は、環境美化活動を行っているとき、他の個人、団体等による環境美化活動が行われているときその他いかなる場合においても、河川環境アドプトエリアを排他的に独占しない。
- (11) 参加者は、河川環境アドプトエリア内において、営業活動等の静岡市河川環境アドプトプログラム事業の趣旨と異なる目的を持つ活動を行わない。
- (12) 参加者は、環境美化活動の開始前にその計画の概要を市に提出する。
- (13) 参加者は、環境美化活動により収集したごみは、適正に処理する。
- (14) 参加者は、環境美化活動の終了後にその報告の概要を市に提出する。
- (15) 参加者は、駐車等に注意して、法令を遵守した環境美化活動を行う。
- (16) 参加者は、環境美化活動が参加者の自己責任において行うものであることを認識する。
- (17) 第1項の活動期間は、参加者が申し出て、市がこれを承認することにより延長することができる。

平成 年 月 日

住 所

名称又は団体名

代表者

印

静岡市

静岡市長

印

## 5. 私たちにできること（環境を守る取組みについて）

安倍川・藁科川・興津川を美しくするための取組みは、アドプト制度のほかにも様々な方法があります。

また、環境美化活動とあわせて、日常から川を汚さないために、私たちにもできることはたくさんあります。私たち一人ひとりが、日常生活の中でちょっとだけ気をつけることで、川を守り育てていくことができるのです。



### 家庭排水について考えましょう。

#### 台 所

- 1 人数分だけの料理を作りましょう。
- 2 三角コーナーは水切り袋やネットで野菜くずが流れないようにしましょう。また、排水溝口にも網をつけます。
- 3 米のとぎ汁は、流さずに植木や庭にまくようにしましょう。
- 4 食用油は、調理で使いきるように努めましょう。てんぷら油はこして繰り返し使い（こした油を使う場合は3分の1くらい新しい油を加えるときれいに揚げられます。）、捨てるときは冷ました後、新聞紙などにしみ込ませてごみとして排出してください。

#### 洗 剤

- 1 粉石けん・無リン合成洗剤など、環境に優しい洗剤を使いましょう。
- 2 表示された量以上の洗剤は使わないようにしましょう。

#### 風 呂

- 1 シャンプーやリンス、ボディソープ等は適量を使いましょう。
- 2 排水溝の掃除は、汚れを溶かすタイプの洗剤を使わず、らせん状の針金でこするようにします。

基本的に汚れやごみは、なるべく流さないようにしましょう。

### ゴミを減らしましょう。

#### 購 入

買いたいものが本当に必要か、使い終わった後すぐごみになるものかどうか気にかけましょう。

#### 使 用

途中で捨てたりしないで、最後まで使いきりましょう。

#### 廃 棄

- 1 捨てる前にもう一度使えないか考えてみましょう。
- 2 捨てるときはしっかり分別をしましょう。（分別はごみ減らしの基本です!）



# 6. 静岡市河川環境アドプトプログラム様式集

この様式集は、静岡市自然環境アドプトプログラムにおける申請、届出などの様式をまとめたものです。  
必要な部数をコピーして御利用ください。また、市のホームページからも取り出せます。  
なお、様式は、予告なく変更することがあります。変更があったときは、  
環境美化ボランティア登録団体の代表者には周知を図りますので、よろしくお願いいたします。

## 目 次

---

1	環境美化ボランティア登録申請書	11
2	参加者名簿	12
3	環境美化ボランティア登録更新申請書	13
4	環境美化ボランティア登録事項変更届出書	14
5	環境美化ボランティア登録廃止届出書	15
6	静岡市河川環境アドプトプログラム事業活動計画書	16
7	静岡市河川環境アドプトプログラム事業活動報告書	17

## 環境美化ボランティア登録申請書

（あて先）静岡市長

平成 年 月 日

申請者	住 所	〒
	氏名（法人の場合 にあつては、名称及 び代表者の氏名）	
	電話番号	

環境美化ボランティアとして登録したいので、静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

名称又は団体名		
参加人数	名（参加者については別紙「参加者名簿」参照）	
参加の内容	環境美化活動	
縁組を希望する区間	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	
報道機関等への 資料提供の可否	可 ・ 否	

フリガナ	
代表者の氏名	
代表者の住所	〒
電話番号	（昼間）
	（夜間）
F      A      X	
E - m a i l	

- ※1 「名称又は団体名」はプログラムに参加する団体名等を記入してください。
- ※2 「希望する区間」は第3希望まで必ず記入してください。
- ※3 「報道機関等への資料提供」について、「可」にチェックした場合は、参加者の活動内容や美化活動の日程等について、予告なく報道機関又は事務局ホームページに公表させていただく場合があります。
- ※4 「E-mail」は代表者の方と常に連絡の取れるアドレスを記入してください。

## 参加者名簿

No	氏名	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※すでに会員名簿がある団体等につきましては、会員名簿を添付していただければ結構です。



## 環境美化ボランティア登録更新申請書

（あて先）静岡市長

平成 年 月 日

申請者	住 所	〒
	氏名（法人の場合 にあつては、名称及 び代表者の氏名）	
	電話番号	

環境美化ボランティア登録の有効期間の更新をしたいので、静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

名 称 又 は 団 体 名	
参 加 人 数	名（参加者については別紙「参加者名簿」参照）
参 加 の 内 容	環境美化活動
報 道 機 関 等 へ の 資 料 提 供 の 可 否	可 ・ 否

フリガナ	
代 表 者 の 氏 名	
代 表 者 の 住 所	〒
電 話 番 号	（昼間）
	（夜間）
F A X E - m a i l	
備 考	

※備考欄は記入しないでください。

- ※1 「名称又は団体名」はプログラムに参加する団体名等を記入してください。
- ※2 「報道機関等への資料提供」について、「可」にチェックした場合は、参加者の活動内容や美化活動の日程等について、予告なく報道機関又は事務局ホームページに公表させていただく場合があります。
- ※3 「E-mail」は代表者の方と常に連絡の取れるアドレスを記入してください。

## 環境美化ボランティア登録事項変更届出書

（あて先）静岡市長

平成 年 月 日

届出者	住 所	〒
	氏名（法人の場合 にあつては、名称及 び代表者の氏名）	
	電話番号	

環境美化ボランティア登録の内容に変更が生じたので、静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

名称又は団体名		
フリガナ	変更前	変更後
代表者の氏名		
代表者の住所	〒	〒
電話番号		
F A X		
E - m a i l		
参加人数		
報道機関等への 資料提供の可否		
変更年月日	平成 年 月 日（ ）	
変更理由		
備考		

※備考欄は記入しないでください。

※参加人数の変更が生じる場合は、参加者名簿の提出もお願いします。

## 環境美化ボランティア登録廃止届出書

（あて先）静岡市長

平成 年 月 日

届出者	住 所	〒
	氏名（法人の場合 にあつては、名称及 び代表者の氏名）	
	電話番号	

環境美化ボランティア登録の廃止をしたいので、静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称 又 は 団 体 名	
登 録 廃 止 の 年 月 日	平成 年 月 日 ( )
登 録 廃 止 の 理 由	
備 考	

※備考欄は記入しないでください。



## 静岡市河川環境アドプトプログラム事業活動計画書

（あて先）静岡市長

平成 年 月 日

静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり活動計画書を届け出ます。

届出代表者			
名称又は団体名			
責任者			
活動計画	活動予定時期	参加予定人数	備考
備考			

- ※1 「名称又は団体名」はプログラムに参加する団体名等を記入してください。
- ※2 「責任者」は計画作成及び安全管理の責任者を決めて氏名を記入してください。
- ※3 「活動計画」は年間の活動計画を記入してください。

## 静岡市河川環境アドプトプログラム事業活動報告書

（あて先）静岡市長

平成 年 月 日

静岡市河川環境アドプトプログラム事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

報 告 者 氏 名	
電 話 番 号	
名 称 又 は 団 体 名	
代 表 者 名	
活 動 日 時	平成 年 月 日 ( )
活 動 区 間	
参 加 人 数	申込者数 名 当日参加者数 名 (うち、子供の参加者数 名)
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●回収したおおよそのごみの量                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ</li> <li>・びん・缶</li> </ul> </li> <li>●大型ごみ、危険物の発見</li>   <li>●特記事項</li> </ul>
縁組した区間の環境情報について教えてください。 (水辺の様子、昆虫等)  写真などあれば添付していただくと幸いです。	
事 故 ・ ケ ガ 等	事故・ケガ等の状況と措置

- ※1 「活動内容」のごみの量は、「ごみ袋(大)約〇個分」(静岡市指定45リットルごみ袋に換算)の表現をお願いします。
- ※2 縁組した区間における活動日の環境情報を記入してください。写真などあれば添付していただくと幸いです。
- ※3 活動中にけがや事故があった場合は、医療機関へ受診するとともに、事務局へ連絡してください。

## アドプトプログラムにおいて最も優先されるべきものは、参加者の安全です。

### 安全管理・留意事項について

#### 活動は、何よりもまず安全管理に留意してください。

- 参加者の安全について指導・監督できる責任者を決めた上で、責任者を中心に安全な活動に努めてください。
- 計画をたてる際は、天候や気候、時間帯などをよく検討し、無理のない計画をたててください。
- 活動の実施についても、当日の天候や気候、時間帯等を勘案し、悪条件となりそうな場合は、活動を避けてください。
- 河川周辺は傾斜地や湿地、川との境がわかりにくい部分など、様々な地形変化が考えられます。また、害虫や害獣などにも十分注意して作業を進めてください。
- 特に15歳以下の子どもが参加する場合には、必ず十分な人数の成人の保護者又は監督者をつけて作業を行ってください。
- 活動中にケガをされた場合は、直ちに医療機関に受診するとともに、事務局へ連絡してください。

発行者：静岡市

改訂年月：平成28年12月

注意：静岡市河川環境アドプトプログラム活動マニュアルに掲載された情報の著作権、その他の権利は、すべて静岡市に帰属しておりますので、静岡市に許可なく転載・再配布・複製・販売を行うことはできません。



申し込み及び問い合わせ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市 環境局 環境創造課

静岡市アドプトプログラム事務局

TEL:054-221-1319

FAX:054-221-1492

mail:kankyousouzou@city.shizuoka.lg.jp



このマニュアルは再生紙を使用しています。